

所属 〇〇株式会社 総務部  
氏名 健保 太郎  
保険証番号( 567890 )

## 扶養状況申告書

下記のとおり扶養していることを申告いたします。  
また、下記の扶養状況に変更があった場合は、速やかに「資格喪失手続き」をいたします。

## 記

扶養申請する者の氏名 健保 花子 続柄 妻

- 扶養申請する者は、申請者(被保険者)によって主として生計が維持されており、その扶養状況は今後も継続される。
- 扶養申請する者の、今後の収入月額が基準(※1)を越えない。(年間収入では130万円・180万円未満)
- <扶養申請する方が退職をした場合、該当するものに○をつけてください>  
⇒③～⑤のとき、予定している失業保険の受給開始日・受給終了日を**必ず**記載してください。
  - 雇用保険失業給付(失業保険)を受給しない。
  - 雇用保険失業給付(失業保険)を受給する予定。  
基本日額が基準額(※2)以上の場合、受給期間中は扶養から外す手続きを行いません。
  - 雇用保険失業給付(失業保険)の受給延長をする。(失業保険の受給を開始する日: 年 月 日)
  - 雇用保険失業給付(失業保険)の受給が終了した。(失業保険の受給が終了した日: 〇年 〇月 〇日)
  - 雇用保険失業給付(失業保険)の待期期間または受給制限期間中である。  
(失業保険の受給を開始する日: 年 月 日)

離職票のコピー・雇用保険受給資格者証のコピー・受給延長通知書のコピー・雇用保険未加入であること  
のわかる書類のコピーのいずれかをこの申告書に必ず添付してください。

【扶養申請者の方が下記の状態になったときは、資格喪失  
手続きが必要です】(被扶養者とは認められません)

- 生計計が別になったとき
- 収入月額が基準額(※1)を超えたとき
- 基準日額(※2)を超える雇用保険失業給付を受給するとき
- 他の健保に加入したとき
- 扶養しなくなったとき

## ※基準額

## (※1)

60歳未満は、108,000円  
60歳以上または障害年金受給者は、  
150,000円

## (※2)

60歳未満は、3,612円  
60歳以上または障害年金受給者は、  
5,000円